

# 財団法人 日本花普及センター寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人日本花普及センター（以下「センター」という。）という。

### (事務所)

第2条 センターは、事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な場所に置くことができる。

### (目的)

第3条 センターは、花（切花、鉢物、花木、球根、芝及び地被植物をいう。）の普及に関する全国的な啓発活動、総合的な調査研究、国際交流等の業務を行うことにより、花の普及による国土緑化を推進し、もって潤いのある豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 花の普及に関する活動の実施及び支援
- (2) 花の普及を図るための講習会、シンポジウム、交流会等の開催
- (3) 花の普及を図るための指導者等人材の育成及び情報の提供
- (4) 花に関する基礎的資料の整備及び総合的な調査研究
- (5) 我が国の花に関する園芸技術・文化の紹介等を通じた国際交流の推進
- (6) その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時における財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 センターの資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時の財産目録に基本財産として記載された財産

(2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けてその一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁等)

第9条 センターの経費は、普通財産をもって支弁する。

(借入金)

第10条 センターは、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 センターは、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、基本財産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業年度)

第11条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 会長は、事業計画及び収支予算の案を作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときには、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業概況報告書及び収支計算書等)

第13条 会長は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業概況報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会の議決を経て、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

4 会長は、第1項の書類及び第2項の監査報告書を事務所に備え付けておかなければならない。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第14条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事45人以上50人以内
- (2) 監事2人又は3人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちから会長1人、副会長5人、理事長1人及び専務理事1人を互選する。

5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)

又は特定企業の関係者である者の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

#### (役員職務)

第15条 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事長は、会務を掌理し、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長がともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。

4 専務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長、副会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長及び理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

#### (役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

#### (任期満了又は辞任の場合)

第17条 任期満了又は辞任により、退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### (役員解任)

第18条 センターは、役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、解任することができる。この場合には、センターは、その理事会及び評議員会の開催の日の10日前までにその役員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、理事会及び評議員会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

#### (役員報酬)

第19条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、理事会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(名誉会長)

第20条 センターに、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の議決を経て会長が推薦する。

3 名誉会長は、センターの運営上重要な事項について会長に対して、意見を述べることができる。

(顧問及び参与)

第21条 センターに、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、センターの事業について、会長の諮問に応じ、意見を述べるることができる。

(賛助会員)

第22条 センターに賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出して理事会の承認を得なければならない。

3 賛助会員は、理事会が別に定める額の賛助会費を納付しなければならない。

## 第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(招集)

第24条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

3 定例理事会は、毎年2回これを開催する。

4 臨時理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

5 理事会の招集は、少なくともその開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支計算
- (3) その他本会の運営に関する重要事項

2 前項第1号及び第2号の事項は、評議員会に付議した後これをするものとする。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第28条 理事会の議決は、この寄附行為の別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

2 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までにセンターに到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をセンターに提出しなければならない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席理事数及び出席理事の氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）

(3) 議案（審議事項及び議決事項）

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 センターに、評議員45人以上50人以内を置く。

2 評議員は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 第16条から第19条までの規定は、評議員について準用する。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの運営に関し、会長の付議する事項について審議し、又は会長に対して意見を述べることができる。

3 評議員会は、会長が招集する。

4 評議員会の議長は、その都度評議員会で互選する。

5 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べるができる。

(規定の準用)

第33条 第24条第5項及び第27条から第30条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

## 第6章 専門委員会

### (専門委員会)

第34条 会長は、センターの事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会の承認を経て、専門的な知識を有する者のうちから会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 事務局等

### (事務局)

第35条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### (書類及び帳簿の備付け)

第36条 会長は、主たる事務所に、この寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えつけておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散)

第38条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定による場合の

ほか、理事会において理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ解散することはできない。

(残余財産の処分)

第39条 センターが解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、センターと類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

## 第9章 雑則

(細則)

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成11年 9月30日）から施行する。

附則2

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成12年10月24日）から施行する。